

令和8年度 特定医療費（指定難病）受給者証の 更新申請における注意点について

令和8年10月1日からの受給者証を受け取るためには、
更新申請が必要です。

◆更新後の受給者証の交付時期（予定）

申請日（郵送は当日消印有効）	更新後の受給者証交付日（予定）
【第一締切】 令和8年6月1日（月）から 令和8年7月31日（金）まで	令和8年9月下旬までに交付
【最終締切】 令和8年8月1日（土）から 令和8年9月30日（水）まで	申請してから3か月程度で交付予定

□更新申請の前に、市町村民税の申告をお願いします。

※市町村民税の申告は、令和8年1月1日にお住まいの市町村で行います。

令和8年1月1日時点で、川崎市にお住まいのかたは、川崎市内の市税事務所で申告できます。確定申告がお済の方は、市町村民税の申告は不要です。

□更新申請書の印字内容に変更がある場合は、赤字で取消線と 変更内容の記入をしてください。

- 現在お持ちの受給者証にも、変更を希望する場合
更新申請書とは別に、変更申請や変更届の提出が必要となります。
- 健康保険に変更がある場合
健康保険の資格が確認できる書類のコピーが必要です。（更新申請書の御案内 P9参照）
- 「川崎市国民健康保険」と「神奈川県後期高齢者医療制度」の保険者番号について
申請書に「保険者番号」と異なる番号が印字されていますが、修正は不要です。
- 申請書に印字されている「被保険者記号及び番号」について
健康保険情報について、川崎市がマイナンバーにより情報照会を行った方は、「被保険者記号及び番号」にゼロが追加されている場合がありますが、修正は不要です。
- 75歳になると、健康保険が後期高齢者医療制度に変更となるので、必ず健康保険の変更届を御提出ください（生活保護受給者を除く。）。

※ 更新申請書の印字から変更になっている項目がある場合は、赤字で取消線と訂正をお願いします

□臨床調査個人票（診断書）の作成を、医師に依頼してください。

「難病指定医」または「協力難病指定医」が、6か月以内に記載した臨床調査個人票が必要で
す。

① ※裏面の注意事項も、必ずご確認ください。

□「軽症高額該当基準」や「高額かつ長期」に該当する方

自己負担上限額管理票のコピー、領収書等のコピーを提出する場合、申請月は次のとおりです。

「**軽症高額該当基準**」⇒総医療費（10割）が33,330円を超える月が3回以上
（更新手続の御案内 P11参照）

「**高額かつ長期**」⇒総医療費（10割）が50,000円を超える月が6回以上
（更新手続の御案内 P12参照）

申請月	過去1年分の上限額管理票コピー
令和8年6月	令和7年7月分 から 令和8年6月分 まで
令和8年7月	令和7年8月分 から 令和8年7月分 まで
令和8年8月	令和7年9月分 から 令和8年8月分 まで
令和8年9月	令和7年10月分 から 令和8年9月分 まで

□更新申請書の裏面に、申請者氏名を記載してください。

- 申請者氏名が患者本人以外の場合、委任状が必要になります。
（申請者が患者本人で、申請書を代筆する場合は患者本人の氏名を記載してください。）
- 申請時点で18歳未満の場合は、患者本人ではなく保護者が申請者となります。

□次の方は、支給認定世帯員補足事項を必ず提出してください。

- 支給認定基準世帯の現住所が患者と異なる場合
 - 支給認定基準世帯員の令和8年1月1日時点の住所が異なる場合
- ⇒更新申請書に、支給認定世帯員の方のマイナンバーを必ず記載してください。
税情報が確認できず、特定医療費受給者証の交付が遅くなる場合があります。

□次の方は、収入申告書を必ず提出してください。

支給認定世帯が非課税で、患者が税法上扶養されている場合（更新手続の御案内 P10参照）

□課税証明書/非課税証明書の提出は不要です。

令和8年3月より、税証明書の添付が一律不要となりました。
そのため、取得されないようご注意ください。

□受給者証の健康保険情報が記載廃止されます。

記載は無くなりますが、加入する健康保険に変更があった場合は、今まで通り健康保険の変更届の提出が必要となりますので、ご注意ください（健康保険の変更により、自己負担上限額の再算定を行います。）。（更新手続の御案内 P3参照）

郵送の際、切り取って封筒に貼付し、御利用ください。



〒210-8577 川崎区宮本町1番地
川崎市役所 健康福祉局 医療保険部
国民年金・福祉医療課 難病医療担当